

5. 障害福祉サービス等・障害児通所支援

(1) 障害福祉サービス等および障害児通所支援の内容

① 障害福祉サービス等

分類	サービスの種類	内 容
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護 ☺ 自宅で入浴や排せつ、食事の介護、家事における支援等、日常生活の範囲における介護サービスを行います。
		重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動が著しく困難な障がい者であって、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
		同行援護 ☺ 視覚障がいにより移動が著しく困難な人に外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援などを行います。
		行動援護 ☺ 知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な障がい者であって、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
		重度障害者等包括支援 ☺ 常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系	生活介護 常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供などを行います。
		自立訓練（機能訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		自立訓練（生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労移行支援 就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労継続支援（A型） 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

＜次ページに続く＞

分類		サービスの種類	内 容
障害福祉サービス	日中活動系	就労継続支援（B型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した人に、相談支援や指導・助言などを行います。
		療養介護	病院などの施設でおもに、日中に機能訓練や療養上の管理・看護・介護・日常生活上の援助などを行います。
		短期入所（ショートステイ） 	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへ移行した人等に、相談支援や指導・助言などを行います。
		共同生活援助（グループホーム）	主に日中に就労や日中活動系のサービスを利用しての障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活の援助を行います。
		施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対し、夜間における日常生活上の支援を行います。
相談支援	計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成等による支援を行います。	
	地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。	
	地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。	

 マークのあるサービスについては、障がい児も利用することができます。

② 障害児通所支援

分類	サービスの種類	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障がい児に対して、施設への通所により、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。 肢体不自由がある障がい児に対して、医療機関への通所により、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業終了後又は休業日に、施設への通所により、訓練や社会との交流促進などを行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	通所することが困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における動作の指導・訓練等を行います。

※障害児入所支援については児童相談所にご相談ください。

③ 障害児相談支援

分類	サービスの種類	内 容
相談支援	障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス利用計画の作成等による支援を行います。

※障害福祉サービス等や障害児通所支援の事業所は、熊本市ホームページにて最新の情報を確認できます。

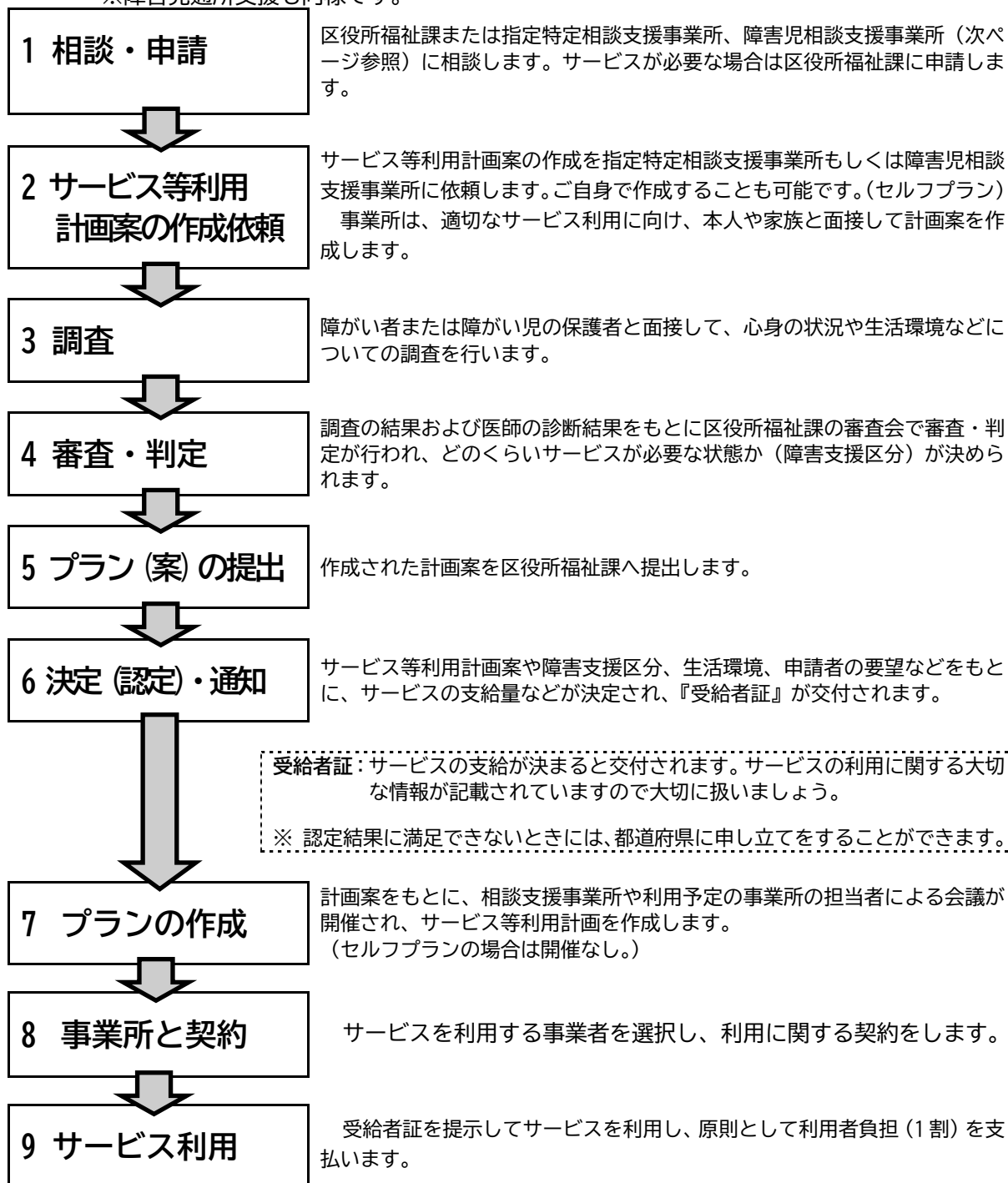
熊本市ホームページ > 分類から探す > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 障がい者（児）福祉 > 障がい者（児）の相談・お知らせ > 障がい者（児）へのお知らせ > 障害福祉サービスについて > 2. 施設・事業所一覧



こちらの二次元コードを読み取ると、最新の事業所一覧を参照できます。

(2) 障害福祉サービス等の利用の流れ

※障害児通所支援も同様です。



(3) 地域生活支援事業

障がいのある方が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため熊本市では、以下の地域生活支援事業を実施しています。

① 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出支援を行います。

◆対象者

本人のみで外出することが困難であり、障がい福祉サービスに該当せず、ほかに適当な介護者がいない障がい者及び障がい児

② 日中一時支援 A 型事業

介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の、日中の介護及び必要な支援を施設で行います。

◆対象者

日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者及び障がい児

③ 訪問入浴サービス

入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。

◆対象者

入浴が困難な障がい者及び障がい児

④ 重度障がい者等就労支援事業

企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者として働く場合に重度障がい者の通勤や職場等における支援を行います。

◆対象者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者（支給決定を受けておらずとも支給要件に該当する者を含む）

⑤ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、障がい者の社会参加を目的とした補助事業です。

[＜次ページに続く＞](#)

◆対象者

重度訪問介護の支給決定を受けている者（支給決定を受けておらずとも支給要件に該当する者を含む）

⑥ 地域活動支援センター

創作的活動または生活活動の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分けられます。

※熊本市の地域生活支援事業所は、熊本市ホームページにて最新の情報を確認できます。
熊本市ホームページ > 分類から探す > 健康・福祉・子育て > 障がい者（児）福祉 > 障がい福祉サービス > 障害福祉サービスについて > 施設・事業所一覧

Ⅰ型 各種講座を開催するなど活動の幅を広げ、利用者同士や地域の方との交流を図ります。

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センターいんくる	中央区白山 2-4-1	096-366-6359
熊本きぼう生活支援センター	南区南高江 7-8-77	096-358-1121
地域生活支援センターアシスト	北区弓削 5-11-11	096-337-5211
熊本市障がい者相談支援センターウィズ	中央区新大江 3-20-3	096-200-1571
しょうがい者生活支援センター青空	東区長嶺西 3-1-35	096-237-6777
地域生活支援センターなでしこ	北区植木町投刀塚 295-2	096-272-7214

Ⅱ型 在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

事業所名	所在地	電話番号
熊本市障がい者福祉センター希望荘	中央区大江 5-1-15	096-371-8886

Ⅲ型 創作的活動または生産活動の機会を提供します。

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センター熊本ダルク	中央区大江 2-14-14	096-202-4699

<次ページに続く>

⑦ 障害児等療育支援事業

外来または訪問による療育、相談、指導を行います。

◆対象者

在宅の心身障がい児（者）及びその保護者

◆事業所

事業所名	所在地	電話番号
児童発達支援センターラポアレ	熊本市南区出仲間 9-2-15	096-327-9810
くまもと江津湖療育医療センター	東区画図町大字重富 575	096-370-0501
熊本県ひばり園	東区長嶺南 2-3-2	096-382-1939
済生会なでしこ園	南区白藤 3-2-71	096-357-6615
三気の家	北区室園町 20-40	096-346-3323
熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町豊福 2900	0964-32-1143